

年金について

目 次

| | | |
|------|-------------------------|----|
| I | 退職（一般組合員の資格喪失）時の年金手続 | 1 |
| II | 退職（一般組合員の資格喪失）後の年金制度 | 2 |
| III | 年金制度の概要 | 4 |
| IV | 老齢厚生年金について | 7 |
| 1 | 支給要件 | 7 |
| 2 | 年金額の内訳 | 7 |
| 3 | 年金の支給開始年齢 | 9 |
| V | 老齢基礎年金（国民年金） | 10 |
| VI | 老齢厚生年金の支給の繰上げ・繰下げ | 10 |
| 1 | 60歳からの繰上げ支給 | 10 |
| 2 | 65歳からの繰下げ支給 | 13 |
| VII | 所得による支給停止 | 14 |
| VIII | 年金の支給関係 | 17 |
| 1 | 年金の支給開始月 | 17 |
| 2 | 年金の定期支給月と送金日 | 17 |
| 3 | 年金にかかる税金 | 17 |
| | ○障害厚生年金について | 18 |
| | ○地共済年金情報Webサイトについて | 19 |
| | ○退職後、年金に関する手続きについて（まとめ） | 20 |
| | ○年金に関する問い合わせ先 | 21 |
| | ○年金について Q&A | 22 |

I 退職（一般組合員^(注)の資格喪失）時の年金手続

老齢厚生年金の支給開始年齢に達する前に退職される方は、「退職届書」を提出することにより、将来の年金受給に備えて厚生年金被保険者期間や標準報酬等が公立学校共済組合本部に登録されます。

登録が完了した方は年金待機者となり、公立学校共済組合本部からリーフレット「年金待機者になられた方へ」と「年金待機者登録通知書」がご自宅に送付されます。（退職後、おおむね3～6ヶ月後。）送付された通知書等は年金支給開始まで大切に保管してください。

組合員本人の申請（「退職届書」の提出）をもって登録を行うため、**忘れずに提出してください。**

令和6年4月1日に一般組合員から短期組合員へ組合員の種別が変更となる方も、**提出が必要**です。

ただし、**令和6年3月31日退職後、令和6年4月1日から公立学校共済組合高知支部の一般組合員、公立学校共済組合の他支部の一般組合員、他の公務員共済組合の一般組合員となる方**については、**提出は不要**です。**割愛による退職者も提出は不要**です。

(注) 一般組合員…正規職員、再任用職員（フルタイム勤務）、任期付職員（フルタイム勤務かつ2か月を超える雇用が見込まれる者）、会計年度任用職員（フルタイム勤務かつ雇用期間が12か月を超えた者）である組合員

(1) 生年月日が昭和35年4月2日以後の方

支部ホームページから提出書類「退職届書」をダウンロードしてご使用ください。

提出書類：退職届書

提出期限：令和6年4月5日（金）

(2) 生年月日が昭和35年4月1日以前の方

人事主管課からの異動報告を確認したうえ、**令和6年2月下旬**、ご自宅宛てに手続書類を送付します。（場合により、以下の提出書類以外の書類が必要となる方もおられます。）

提出書類：①退職届書

②就職予定調査票

提出期限：令和6年4月5日（金）

提出先：公立学校共済組合高知支部

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

- 高知県教育委員会事務局教職員・福利課または一般財団法人高知県教職員互助会へ提出する書類を**同封しない**でください。
- 書類が共済組合に届いているかの確認をしたい場合は、提出の際に**郵送物の追跡確認ができる方法でご提出ください。**（詳細はご自身で郵便局へご確認ください。）
- 同じ所属所内に複数の退職者がいる場合でも、個人ごとに提出していただいても構いませんので、記入ができた方からご提出ください。

II 退職（一般組合員の資格喪失）後の年金制度

原則として、**20歳以上60歳未満**の日本国内に住所がある方は、何らかの年金制度に加入しなければなりません。

(1) 「60歳未満」で退職される組合員

手続等は、退職後の状況により下記の①～③に分かれています。

【注意】任意継続組合員となる場合にも、国民年金への加入が必要です。

任意継続組合員制度に、年金制度は含まれていません。

①退職後、再就職等して厚生年金保険制度に加入する場合

⇒国民年金第2号被保険者になります。**手続きは再就職先で行います。**

②退職後、配偶者が加入している健康保険の被扶養配偶者になる場合

⇒国民年金第3号被保険者になります。**手続きは配偶者の勤務先で行います。**

③上記①、②に該当しない場合（国民健康保険に加入・任意継続組合員制度に加入・配偶者以外の家族が加入している健康保険の被扶養者となる）

⇒国民年金第1号被保険者になりますので、**ご自身で手続きが必要です。**

手続等の詳細は各市町村役場の窓口へお問い合わせください。

《国民年金被保険者の種類》

| 種 別 | 対 象 と な る 人 |
|-----------------|---------------------------------------|
| 国民年金 第1号被保険者 | 日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方（第2号・第3号被保険者を除く） |
| 国民年金 第2号被保険者 | 公務員、会社員など厚生年金保険の被保険者 |
| 国民年金 第3号被保険者 | 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方 |

(2) 被扶養者となっている「60歳未満の配偶者」

組合員が退職すると、被扶養者となっている配偶者（被扶養配偶者）で60歳未満の方は、国民年金第3号被保険者の資格を喪失します。

また、組合員が任意継続組合員となり、引き続きその被扶養配偶者となった場合でも、国民年金第3号被保険者の資格は喪失します。

**手続等は、組合員の退職後の状況により下記により分かれています。
必ずご確認ください。**

①退職後、組合員が再就職等して厚生年金保険制度に加入する場合

⇒引き続き配偶者（20歳以上60歳未満の者）を扶養する場合、配偶者は再び国民年金第3号被保険者となります。**手続は再就職先で行います。**

②組合員が退職後再就職しない、または任意継続組合員となる場合

⇒組合員の退職後、国民年金第1号被保険者への種別変更が必要です。

手続等の詳細は各市町村役場の窓口へご自身でお問い合わせください。



Ⅲ 年金制度の概要

(1) 公的年金制度


現在の公的年金制度は、国民年金（1階部分）と厚生年金保険（2階部分）によって構成されています。

1階部分の国民年金は、全国民に共通の制度で、基礎年金が支給されます。昭和61年4月1日以降「国民皆年金制度」により全国民に国民年金への加入が義務付けられています。

2階部分の厚生年金保険は、被用者（会社員や公務員等）が加入する年金制度で、報酬に比例した年金が支給されます。

公的年金制度は、下図のように全国民に共通した国民年金（基礎年金）と、この上乘せ制度である厚生年金、企業年金等や経過的職域加算額・年金払い退職給付を含めると3階建ての体系となります。

【公的年金制度の体系】

| | | | | |
|----|---------------|---|------------------|--------|
| 3階 | 企業年金等 | 年金払い退職給付※2 | 国民年金基金 (任意加入) | |
| | | 経過的職域加算額※1 | | |
| 2階 | 厚生年金 | | | |
| 1階 | 国民年金（基礎年金） | | | |
| | 民間 サラリーマン等 | 公務員等  | 被扶養配偶者 | 自営業・学生 |

※1 経過措置として、平成27年10月以降に受給権が発生する方には平成27年9月までの共済加入期間に応じた経過的職域加算額が支給されます。

※2 平成27年10月から新たな公務員の退職給付として「年金払い退職給付」が創設され、原則65歳から終身年金と有期年金として支給されます。

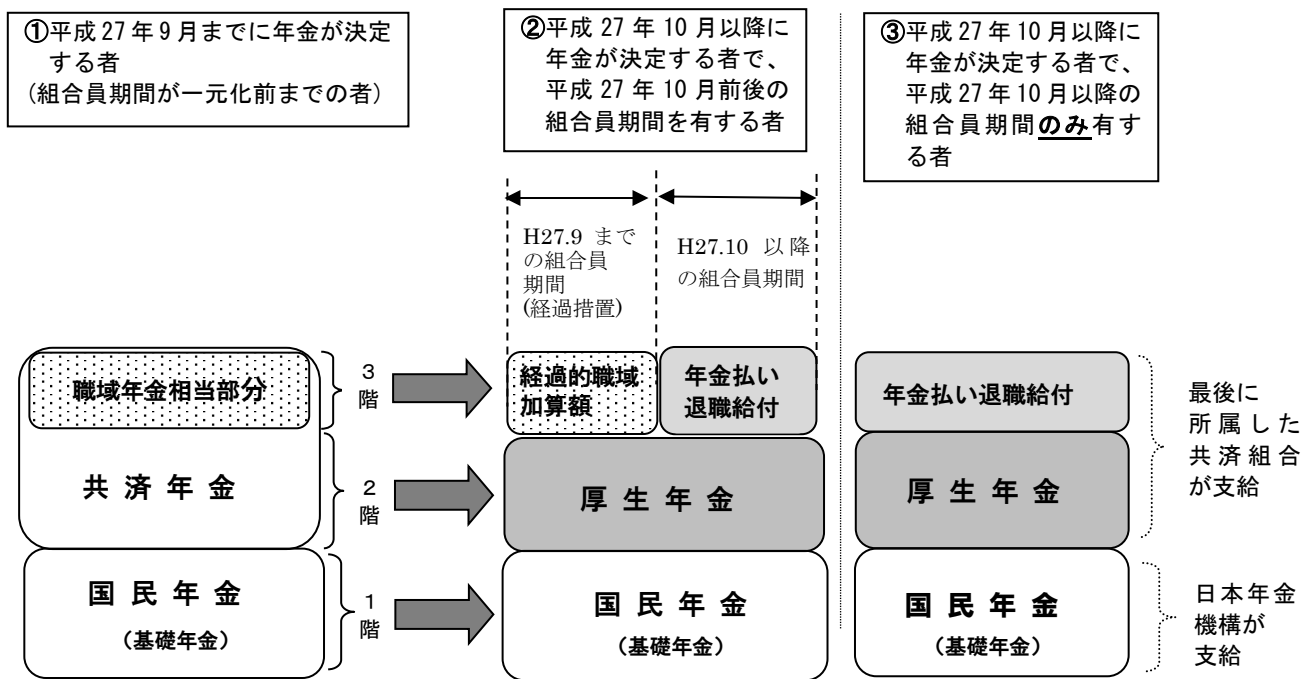
(2) 年金制度の改正について（被用者年金制度一元化）

平成27年10月の被用者年金制度一元化により、「共済年金」は「厚生年金」に統一され、公務員等も「厚生年金」に加入することになりました。

平成27年10月以降に受給権が発生する年金の名称は、「老齢厚生年金」となりますが、年金記録の管理や年金額の裁定、支給は引き続き公立学校共済組合が行います。

主な改正概要は以下のとおりです。

【一元化のイメージ】

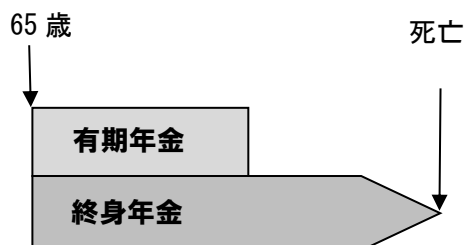


<年金払い退職給付>

平成27年10月から共済年金独自の3階部分である「職域年金相当部分」が廃止され、新たな退職給付として「年金払い退職給付」が創設されました。

◎年金払い退職給付は、半分は有期年金（10年、20年又は一時金）、半分は終身年金として原則65歳から支給されます（60歳から繰上げ支給可能）。なお、受給者が死亡した場合、終身年金は終了し、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。

【年金払い退職給付のイメージ】



◎共済年金の職域年金相当部分は、現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う「賦課方式」でしたが、年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付となります。

(3) 年金の給付事由と種類

年金には、給付の事由により、老齢・障害・遺族の3つの種類があります。受給するためにはそれぞれ一定の要件を満たす必要があります。

| 種類 | 国民年金 (基礎年金) | 厚生年金 | |
|----|----------------|----------------------|--|
| | | 種類 | 給付事由 |
| 老齢 | 老齢基礎年金 | 老齢厚生年金 | 一定の厚生年金保険の加入期間があり支給開始年齢に達したときに支給される年金 |
| 障害 | 障害基礎年金 | 障害厚生年金 P.18～19 参照 | 厚生年金保険の加入期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害状態となった場合に支給される年金 |
| 遺族 | 遺族基礎年金 | 遺族厚生年金 | 被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに遺族に支給される年金 |

(4) 年金の併給調整

原則として給付事由の異なる複数の年金を同時に受給することはできません。いずれか一つを選択し、受給することになります。**(一人一年金の原則)**

同一年金制度内または異なる年金制度間において、ひとりが複数の年金受給権を有することとなった場合には、本人の選択により、いずれか1つの年金が支給されることとなり、選択した以外の年金の支給が停止されます。**(併給調整)**

なお、この選択は将来に向かっていつでも変更することが可能です。

(例) 「老齢厚生年金」と「障害厚生年金」の受給権を有する場合

→ 「老齢厚生年金」を選択すると「障害厚生年金」は全額支給停止。(選択肢が逆の場合も同様に他方は全額支給停止。)

(5) 年金の決定・支給

公務員期間の厚生年金の決定・支給については、最後に所属した共済組合が行い、民間サラリーマン等の厚生年金期間と国民年金(基礎年金)については日本年金機構が行います。

※ 年金待機者の方が老齢厚生年金を受け取るには、**支給開始年齢に達したときに年金の請求手続きが必要**です。

※ 請求書は、**支給開始年齢に達する月の約2～3ヶ月前に、これまで加入した厚生年金保険の加入期間の中で最終加入となった実施機関(日本年金機構、共済組合等)から送付**されます。

※ 複数の実施機関に加入期間がある場合、請求書は、いずれか1カ所の実施機関に提出することで、加入期間があるすべての実施機関への請求手続を行ったこととなります。
(ワンストップサービス)

※ 請求書は、誕生日以降に提出します。

IV 老齢厚生年金について

1 支給要件

公務員期間の老齢厚生年金を受給するための支給要件は、下表のとおりです。

| 老齢厚生年金 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 65 歳以上であること● 厚生年金被保険者期間が 1 月以上あること (※)● 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 10 年以上であること |

※ 2 以上の種別の被保険者期間を有する者は、2 以上の種別の被保険者期間を合算して 1 年以上とします。

《厚生年金保険の種類》

| 種 別 | 職 種 | 実施期間 |
|-------------|----------|---------------------------|
| 第 1 号厚生年金保険 | 民間会社員 | 日本年金機構 |
| 第 2 号厚生年金保険 | 国家公務員 | 国家公務員共済組合 他 |
| 第 3 号厚生年金保険 | 地方公務員 | 地方公務員共済組合 (公立学校共済組合 他) |
| 第 4 号厚生年金保険 | 私立学校の教職員 | 日本私立学校振興・共済事業団 |

2 年金額の内訳

年金額の内訳は、次のとおりです。

年金額は、毎年物価や賃金の変動に応じて、毎年度改定されます。

$$\text{年金額の内訳} = \text{国民年金} + \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}$$

| | |
|----------------|-----------|
| ④加給年金額 (該当者のみ) | |
| ②経過的職域加算額 | ③年金払い退職給付 |
| ①老齢厚生年金 | |
| 国民年金 (老齢基礎年金) | |

※ 経過的職域加算額・年金払い退職給付・加給年金額は、該当する方のみ対象。

<加給年金額について>

厚生年金被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている下記の加給年金額対象者がいる場合、次の金額が加算されます。

なお、加給年金額は下記の要件に該当しなくなった場合のほか、離婚、死亡等により生計を維持されなくなったときに加算が終了します。

<加給年金額対象者及び加給年金額>

(令和5年4月1日時点)

| 対象者 | 年齢要件 | 収入要件 | 加給年金額 (年額) |
|-----|--|--|---|
| 配偶者 | 65歳未満 | | 397,500円 |
| 子 | <ul style="list-style-type: none"> ○18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 ○20歳未満で障害等級が1級または2級に該当する障害状態にある子 | 恒常的収入が年額850万円未満 (所得が655.5万円未満) ※老齢厚生年金請求時に収入限度額以上であっても、おおむね5年以内に定年等の理由のため収入減になる見込みがある場合は該当します。 | 2人目まで 1人につき 228,700円 3人目から 1人につき 76,200円 |

* 注意 *

配偶者が老齢厚生年金（被保険者期間が20年以上または共済組合等の加入期間を除いた期間が40歳（女性の場合は35歳）以降15年以上の場合に限る）、退職共済年金（組合員期間が20年以上）を受け取る権利があるとき、または障害年金を受けられる間は、**配偶者加給年金額は支給停止されます。**



3 年金の支給開始年齢

「老齢厚生年金」は65歳からの支給ですが、特例による「特別支給の老齢厚生年金」が生年月日に応じた支給開始年齢から65歳まで支給されます。

支給開始年齢は下記のとおりです。

【老齢厚生年金等の支給開始年齢】

| 生年月日 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 |
|--------------------------|-------------|-----|-----|-----|-------------------|
| S28.4.2 ～ S29.10.1 | 職域年金相当部分 | | | | 職域年金相当部分＋年金払い退職給付 |
| | 特別支給の退職共済年金 | | | | 老齢厚生年金 |
| | | | | | 老齢基礎年金 |
| ↓↓厚生年金に統合↓↓ | | | | | |
| S29.10.2 ～ S30.4.1 | 経過的職域加算額 | | | | 経過的職域加算額＋年金払い退職給付 |
| | 特別支給の老齢厚生年金 | | | | 老齢厚生年金 |
| | | | | | 老齢基礎年金 |
| S30.4.2 ～ S32.4.1 | 経過的職域加算額 | | | | 経過的職域加算額＋年金払い退職給付 |
| | 特別支給の老齢厚生年金 | | | | 老齢厚生年金 |
| | | | | | 老齢基礎年金 |
| S32.4.2 ～ S34.4.1 | 経過的職域加算額 | | | | 経過的職域加算額＋年金払い退職給付 |
| | 特別支給の老齢厚生年金 | | | | 老齢厚生年金 |
| | | | | | 老齢基礎年金 |
| S34.4.2 ～ S36.4.1 | 経過的職域加算額 | | | | 経過的職域加算額＋年金払い退職給付 |
| | 特別老厚 | | | | 老齢厚生年金 |
| | | | | | 老齢基礎年金 |
| S36.4.2～ | | | | | 経過的職域加算額＋年金払い退職給付 |
| | | | | | 老齢厚生年金 |
| | | | | | 老齢基礎年金 |

- 「経過的職域加算額」は、平成27年9月以前の組合員期間に応じて支給されますので、この期間のない方には支給されません。
- 「年金払い退職給付」は、平成27年10月以降の組合員期間に応じて支給されますので、この期間のない方には支給されません。

V 老齢基礎年金（国民年金）

老齢基礎年金は、国民年金法に規定する期間が10年以上ある方が65歳に達した日に受給権が発生し、その翌月から死亡した月まで日本年金機構から支給されます。

老齢基礎年金の額は、加入可能月数（480月＝40年）全てが保険料納付済である場合、年額が**795,000円（令和5年度）**です。

加入月数が480月に満たない場合は、その方の加入月数等に応じて計算されます。

※ 老齢基礎年金の額は改定されることがあります。

加入月数は、次の期間を合計した期間となります。

- ①第1号被保険者期間（国民年金保険料納付期間、免除月数がある場合は、全部又は一部免除に応じた割合の期間が加算）
- ②第2号被保険者期間（20歳から60歳までの共済組合や厚生年金保険加入期間）
- ③第3号被保険者期間（昭和61年4月1日以降の第2号被保険者の被扶養配偶者の期間）

VI 老齢厚生年金の支給の繰上げ・繰下げ

1 60歳からの繰上げ支給

60歳以降であれば、希望により支給開始年齢に達する前に老齢厚生年金の繰上げ支給の請求を行うと、請求日の翌月分から1月あたり0.4%（※）の割合で減額された繰上げ支給の老齢厚生年金の支給を受けることができます。

ただし、**支給される年金の減額は、生涯にわたって続く等の制約があります**ので、請求については十分な検討をしてください。

※ 昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は0.5%となります。

| 繰上げ期間 | 減額率 |
|---------|-------|
| 5年（60月） | 24.0% |
| 4年（48月） | 19.2% |
| 3年（36月） | 14.4% |
| 2年（24月） | 9.6% |
| 1年（12月） | 4.8% |

●**繰上げ支給の請求を行った場合、下記の主な制約があります。ご注意ください。**

- ①繰上げ支給により減額された年金は、生涯にわたって続きます。このため、受け取る期間の長短により、繰上げ請求しない場合よりも受け取る総額が減少する場合があります。
- ②繰上げ支給の請求を行った後に、取消しをすることはできません。
- ③老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても**同時に繰上げ請求**する必要があります。**(すべて減額支給)**となります。
- ④以下の請求ができなくなります。
 - ア)事後重症などによる障害基礎（共済・厚生）年金の請求
 - イ)繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
 - ウ)3級の障害共済（厚生）年金を受給されている方の障害の程度が増進した場合の改定請求

◆**退職された翌月分（4月分）から年金の繰上げ支給の請求を希望される方へ**

3月中に公立学校共済組合高知支部で請求書類の受付を行う必要がありますので、**2月末までに公立学校共済組合高知支部へご連絡ください。**（必要書類を送付します。）

※ 60歳到達以降、請求により年金を繰上げて請求することができます。制度上は在職中に請求可能ですが、その場合、賃金等と年金の金額により年金が一部または全額支給停止となります。

退職後の繰上げ支給の請求の申し出は、

公立学校共済組合本部が受付窓口となります。

連絡先：公立学校共済組合本部 TEL 03-5259-1122
(年金相談専用電話)

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

【参考】令和5年度末退職者が繰上げ請求した場合の試算額

●仮定条件（生年月日が昭和38年4月2日以後の方）

- ・老齢厚生年金 1,282,000円
 - ・経過的職域加算額 187,000円
 - ・老齢基礎年金 795,000円
 - ・年金額に改定がないことを想定
 - ・受給権発生 65歳
- } 合計1,469,000円

①繰上げ請求しない場合

| | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳～ |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 老齢厚生年金等 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 1,469,000円 |
| 老齢基礎年金 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 795,000円 |
| 年金額(合計) | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 2,264,000円 |

②老齢厚生年金、老齢基礎年金とも61歳から請求する場合

| | 61歳～ | | |
|---------|------------|-------------------|-----------------------------------|
| 老齢厚生年金等 | 1,186,952円 | ⇒4年繰上げ（減額率19.2%） | 81歳のときに、繰上げ請求しないときの方が総受給額が多くなります。 |
| 老齢基礎年金 | 642,360円 | ⇒4年繰上げ（減額率19.2%） | |
| 年金額(合計) | 1,829,312円 | ⇒この金額(減額)が生涯続きます。 | |

2 65歳からの繰下げ支給

老齢厚生年金は、65歳で受け取らずに66歳以降75歳まで（※）の間で繰り下げて増額した年金を受け取ることができます。

65歳に達した日（65歳の誕生日の前日）から繰下げ請求申し出月の前月までの月数あたり0.7%を増額した年金を受けることができます。

ただし、繰下げ待機期間中に在職支給停止期間がある場合は、支給停止される額を除いて繰下げ加算額を計算します。

65歳から66歳以降に老齢厚生年金の繰下げ請求の申出をするまでの間の年金の支給はありません。

また、加給年金額も受給することができず、繰下げ加算額の対象となりません。

※ 繰下げの申出手続きについては、65歳になる直前に公立学校共済組合本部からお知らせします。

※ 繰下げの申出は、66歳の誕生日以降75歳に到達するまで、1ヶ月単位で行うことができます。

※ **他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰下げる**必要があります。

※ 老齢基礎年金、年金払い退職給付も繰下げの申出を行うことが可能ですが、同時に繰下げる必要はなく、異なる時期に繰下げる場合は、それぞれに申出が必要です。

※ 他の公的年金を受給している場合は繰下げの申出ができません。（老齢基礎年金、障害基礎年金、付加年金および年金払い退職給付は除きます。）

VII 所得による支給停止

老齢厚生（退職共済）年金を受給している方が、**在職中の場合、再就職により被用者年金制度に加入している場合または議員となった場合**、年金と賃金等の額により厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。**（停止となった金額が後で支給されることはありません。）**

なお、経過的職域加算額および年金払い退職給付は支給停止基準額の算定対象となりません。

ただし、**公務員共済組合〔公立学校共済組合、地方職員共済組合、市町村職員共済組合、国家公務員共済組合等〕の一般組合員である間は、経過的職域加算額および年金払い退職給付については全額停止**となります。

◆被用者年金制度に**非加入**で勤務される場合は、**年金の支給停止はありません。**

◆再就職先で被用者年金制度に加入しているか否かにつきましては、**ご自身で就職先にご確認ください。**

| | |
|------|--|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険の被保険者となった方 ・国会議員、地方議会議員となった方 ・厚生年金保険の適用事業所に勤務されている70歳以上の方 |
| 届出方法 | <p>原則として届出は不要です。</p> <p>ただし、以下の場合は届出が必要です。</p> <p>（届出用紙は公立学校共済組合本部のホームページからダウンロードまたは下記へお問い合わせください。）</p> <p>【公務員共済組合の一般組合員となった場合】</p> <p>「年金受給権者再就職届書」に年金証書を添えて、再就職先の公務員共済組合に提出してください。</p> <p>【国会議員、地方議会議員となった場合】</p> <p>「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職停止（解除）届」を、公立学校共済組合本部へ提出してください。</p> <p>（議会事務局等が直接情報提供を行う場合は提出不要です。）</p> |
| 連絡先等 | <p>公立学校共済組合本部 TEL 03-5259-1122 （年金相談専用電話）</p> <p>〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5</p> |

- 2つ以上の実施機関から年金を受けている場合、**すべての老齢厚生年金**を合算した金額により計算し、それぞれの実施機関の支給額に応じて按分した金額が停止されます。
- 在職中の年金の支給停止額は、**年金（基本月額）**と**賃金（総報酬月額相当額）**に応じて算定されます。

*** 用語説明 ***

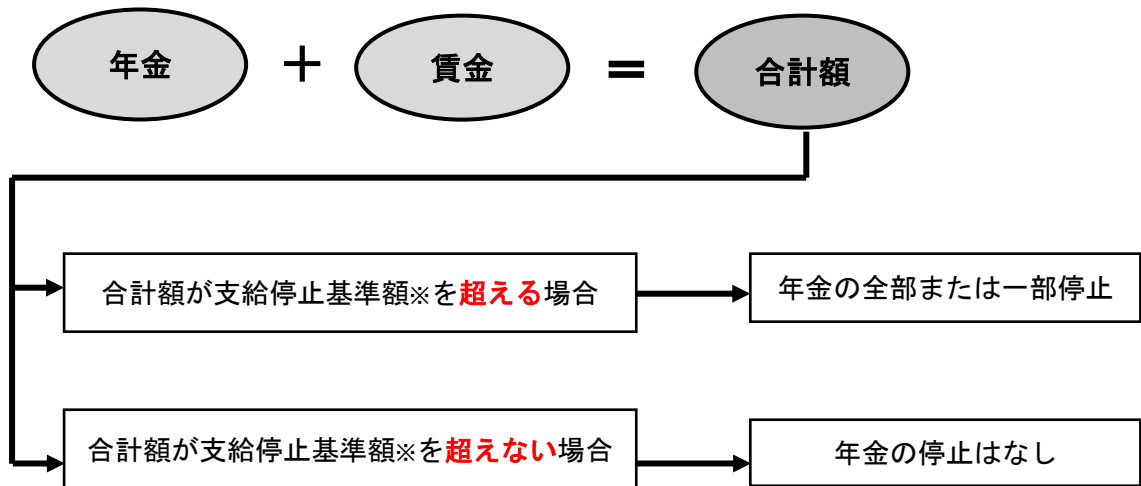
年金（基本月額）

すべての老齢厚生年金（経過的職域加算額・年金払い退職給付・加給年金額を除く）÷ 12

賃金（総報酬月額相当額）

（その月の標準報酬月額）+（直近1年間の標準賞与の合計 ÷ 12）

【支給停止のしくみ】



※ 支給停止基準額：48万円（令和5年度）

支給停止額（月額）の計算方法

○ 支給停止月額の計算方法

年金（基本月額） と 賃金（総報酬月額相当額） の合計が48万円以下

はい

全額支給
(支給停止なし)

いいえ

$(\text{年金} + \text{賃金} - 48\text{万円}) \div 2$

※ 支給停止額（月額）が年金額（基本月額）を超えると、全額支給停止となります。

VIII 年金の支給関係



1 年金の支給開始月

年金は、**給付事由の生じた日の属する月の翌月分から支給**されます。

→年金を受給する権利が発生する日（**年金支給開始年齢に到達する誕生日の前日**）

1日生まれの方・・・誕生月分から支給

1日生まれ以外の方・・・誕生月の翌月分から支給

2 年金の定期支給月と送金日

定期支給月は**2・4・6・8・10・12月の年6回**で、原則として支給月の15日（15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、直前の平日）に**支給月の前月までの2ヵ月分が支給**されます。

| 支給月 | 2月 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 支給分 | 12月分 | 2月分 | 4月分 | 6月分 | 8月分 | 10月分 |
| | 1月分 | 3月分 | 5月分 | 7月分 | 9月分 | 11月分 |

年金の裁定には時間を要するため、新規決定については現在のところ**請求書を共済組合に提出してから初回の支給までに3～4ヶ月程度かかっております。**

これは、請求者の厚生年金保険期間等を、各実施機関で連携して行う必要があるためです。

よって、最初の年金の送金は、上記スケジュールではなく、年金が裁定され、送金手続きができ次第の送金となるため、支給対象月の支給日には送金されないことがあります。ご注意ください。

《 参考事例：誕生日が昭和38年6月20日の方（令和5年度末退職者） 》

| | |
|--------|---|
| 受給権発生日 | 令和10年6月19日（65歳の誕生日の前日）→7月分から支給開始 |
| 年金支給月 | 初回は、令和10年7月分を8月以降の年金決定時に随時支給 となります。 ※ 2回目以降は、偶数月に支給されます。 ※ 再就職をして被用者年金制度に加入している場合は年金額の調整があります。 |

3 年金にかかる税金

老齢（退職）を給付事由とする年金は、所得税法の規定により「雑所得」として課税対象となるため、年金の支給の際、所得税が源泉徴収されます。（障害年金、遺族年金は非課税です。）

障害厚生年金について

障害厚生年金は、在職中に初診日のある傷病により、一定の障害状態（障害等級1～3級）に認定されたときに支給されます。「障害」とは身体に関するものだけでなく、精神の障害も含まれます。

なお、障害等級は、共済組合が認定する等級で、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

●支給要件

- ①厚生年金保険の加入期間中に、初診日（障害の原因となった傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）があること
- ②保険料納付要件を満たしていること
- ③障害認定日（原則として初診日から1年6月を経過した日）または障害認定日後、65歳に達する日の前日までに、障害等級が1～3級までの状態にあること
ただし、次の症例の場合は、初診日から起算して1年6月を経過する前であっても、**特例**としてそれぞれの日が障害認定日となります。（初診日から起算して1年6月以内の日に限ります。その日が1年6月を超えている場合には、1年6月を経過した日が障害認定日になります。）

【特例症例】

| | |
|--|-------------------------------|
| 上肢・下肢を切断・離断したもの | ⇒その日 |
| 人工骨頭、人工関節を挿入、置換したもの | ⇒その日 |
| 脳血管疾患による機能障害 | ⇒初診日から起算して6月を経過した日以後 |
| ※ 医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。 | |
| 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着したもの | ⇒その日 |
| 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植又は装着したもの | ⇒その日 |
| CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの | ⇒その日 |
| 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換したもの | ⇒その日 |
| 人工透析療法を施行したもの | ⇒人工透析療法を初めて受けた日から起算して3月を経過した日 |
| 人工肛門又は尿路変更術を施したもの | ⇒施した日から起算して6月を経過した日 |
| 新膀胱を造設したもの | ⇒その日 |
| 咽頭全摘出手術を施したもの | ⇒その日 |
| 在宅酸素療養を行なっているもの | ⇒在宅酸素療養を開始した日 |
| 遷延性植物状態であるもの | ⇒状態に至った日から起算して3月を経過した日以後 |

◎障害の程度を認定する場合の基準となる障害状態の程度

| 障害等級 | 障害の程度 |
|------|---|
| 1級 | 他人の介助を受けなければ日常生活の自分の用をすませることがほとんどできない程度 |
| 2級 | 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度 |
| 3級 | 労働に著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度 |

●請求方法

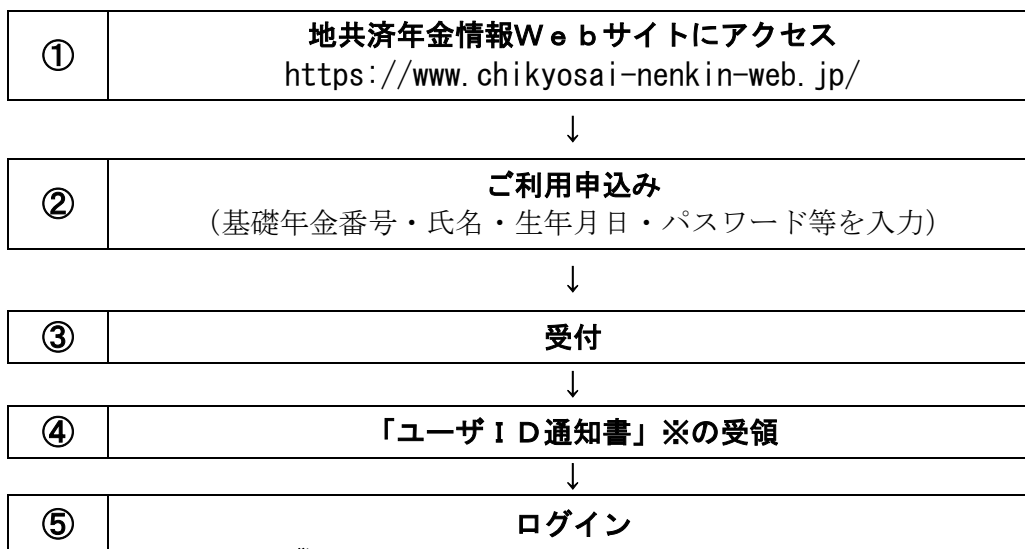
請求をお考えの方は、初診日や傷病名を確認後、**公立学校共済組合高知支部**へお問い合わせください。

☎ **公立学校共済組合高知支部：088-821-4813**

地共済年金情報Webサイトについて

地共済年金情報Webサイトでは、組合員や組合員であった方に年金制度へのご理解を深め、ご自身の将来の年金について意識していただくことを目的として、**公務員期間**の年金加入履歴、加入期間および年金見込額等の情報を閲覧することができますのでご活用ください。

利用にあたっては、利用申し込み（下記参照）が必要となります。



「ユーザID」とご利用申込み時に登録した「パスワード」を入力し、ログインしてください。

※ ユーザID通知書は、申し込みから2～3週間程度で郵送されます。ただし、お申し込みが集中した場合、2～3週間以上かかることもありますのでご了承ください。

※ ユーザID通知書は大切に保管してください。(紛失した場合、再度申し込み手続きを行う必要があります。)

退職後、年金に関する手続きについて（まとめ）

| 事由 | 提出書類等 | |
|-----------|---|----------------------------------|
| | 年金待機者 | 年金受給権者 |
| ①住所の変更 | 「年金待機者異動報告書」を提出してください。 ※ 様式は公立学校共済組合本部のホームページからダウンロードできます。 | 原則、住民票の住所が自動的に反映されますので、手続きは不要です。 |
| ②氏名等の変更 | | 公立学校共済組合本部または高知支部へご連絡ください。 |
| ③死亡 | | |
| ④就職した | / | 14～16ページをご覧ください。 |
| ⑥繰上げを希望する | 10～12ページをご覧ください。 | / |

年金に関する問い合わせ先

<公立学校共済組合高知支部>

住所 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

電話 088-821-4813



月曜日～金曜日の9時～12時、13時～17時（祝日・年末年始を除きます。）

※ 主に現職者の年金、障害年金、年金待機者になる前の手続き（繰上げ請求）についてなど

<公立学校共済組合本部>

住所 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

電話 03-5259-1122（本部年金相談専用電話）

月曜日～金曜日の9時～17時30分（祝日・年末年始を除きます。）

※ 相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいております。

ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/>

※ 主に年金待機者・年金受給者となったあとの手続き（繰上げ請求、住所変更、年金の請求など）

<高知県内の年金事務所の連絡先>

◆高知西年金事務所 088-875-1717
〒780-8530 高知市旭町3-70-1

◆高知東年金事務所 088-831-4430
〒781-9556 高知市棧橋通4-13-3

◆南国年金事務所 088-864-1111
〒783-8507 南国市大そね甲1214-6

◆幡多年金事務所 0880-34-1616
〒787-0023 四万十市中村東町2-4-10

※ 主に基礎年金、厚生年金（民間サラリーマンの期間）に関することなど

年金について Q & A

| 質 問 | 回 答 |
|---|---|
| 今年度末に退職し、公立学校共済組合の一般組合員の資格を喪失します。退職時に提出する年金の書類はありますか。 | あります。 ⇒1ページをご覧ください。 |
| 今年度末、再任用職員（フルタイム勤務）の任用期間が終了し、公立学校共済組合の一般組合員の資格を喪失します。定年退職時に『退職届書』を提出したのですが、今回も年金の書類の提出が必要ですか。 | 必要です。 ⇒1ページをご覧ください。 |
| 『退職届書』はいつまでに提出したらよいですか。 | 令和6年4月5日（金）までに提出してください。 |
| 『退職届書』の届出日はいつにしたらよいですか。 | 退職日以降の年月日を記入してください。 |
| 退職後に住所が変わる予定なのですが、『退職届書』の住所欄はどのようにしたらいいですか。 | 退職後、おおむね3～6月後にご自宅に「年金待機者登録通知書」が送付されるため、 変更後の住所を記入 してください。 |
| 退職後に加入する年金制度について、教えてください。 | 原則として、20歳以上60歳未満の日本国内に住所がある方は、何らかの年金制度に加入しなければなりません。 退職後の状況により手続きが分かれています。 ⇒2～3ページをご覧ください。 |
| 年金は何歳から支給されますか。 | 生年月日により年金支給開始年齢が異なります。（昭和36年4月2日以降生まれの方は65歳です。） ⇒9ページをご覧ください。 |
| 年金の支給開始年齢が近づいてきましたが、年金を受け取るためにはどのような手続きが必要ですか。 | 年金待機者の方が年金を受け取るには、 支給開始年齢に達したときに年金の請求手続きが必要 です。手続きに必要な書類は、支給開始年齢に達する約2～3ヶ月前に公立学校共済組合や他の実施機関から登録住所に送付されます。 ⇒6ページをご覧ください。 |